

# 「日本法令の国際発信ビジョン 2019」

～日本の法制度を正しく伝えるため、今、なすべきこと～

平成 31（2019）年 3 月 29 日

法務省

日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議

法務省・日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議  
構 成 員 名 簿

フィリップ・アヴリル

BNPパリバ証券株式会社代表取締役会長

柏 木 昇（座長）

東京大学名誉教授

佐久間 総一郎

新日鐵住金株式会社常任顧問

藤 沢 久 美

シンクタンク・ソフィアバンク代表

ダニエル・フット

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宮 家 邦 彦

立命館大学客員教授

宮 崎 緑

千葉商科大学国際教養学部長

（敬称略・五十音順）

## 第1 はじめに

「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議(本会議)」は、政府が日本法令の外国語訳整備プロジェクトに本格着手して10年の節目を迎えるにあたり、今後、同プロジェクトを更に推進するとともに、日本の法制度を広く国際発信することを通じて日本の法制度の国際的な信用性・透明性を一層高める観点から、必要となる課題や取組みについて検討するために設置され、平成31年1月から3月まで、3回の会議を開催した。

本会議では、毎回、ゲストスピーカーを招いて精力的に議論を進めたが、各委員からは、専門分野の知見や経験等を活かし、様々な視点や意欲的なアイデアが示されるとともに、政府が進める日本法令の外国語訳整備プロジェクトについて、厳しい指摘をしつつも熱いエールを送る議論を展開してきた。

本提言は、その議論を通じて示された方向性や実現のプロセスを、「日本法令の国際発信ビジョン2019」として集約したものである。

## 第2 本プロジェクトの理念・目的の再確認

政府の「日本法令の外国語訳整備プロジェクト(本プロジェクト)」は、いかなる位置付けで、どのように推進されるべきか。

本プロジェクトの取組みの端緒となった司法制度改革の議論の過程で指摘されたように、国際社会において、日本法(法令・法制度等)を国際社会(海外)や国内の外国人に向けて適切に発信することには、高い意義があることは疑いなく、今後は、これまで同様、その必要性がますます高まっていくと考えられる。

他方、昨今の社会事象を見ても、日本の法令や法制度が国際的に必ずしも正しく評価されているとは言えず、政府において日本法の国際的理解を確保・向上していく努力が必要である。政府による法令翻訳事業である本プロジェクトは、そのための基本的インフラ整備として貢献していくことこそが、第一の意義と位置付けられる。

さらに、本プロジェクトは今後、進化を求められる。すなわち、今後の推進にあたっては、本プロジェクトが、政府の取り組むべき国家の基本的インフラ整備として進められてきた経緯を踏まえた上で、特に、国内外の企業の法務部門や弁護士等の利用を念頭に置いたビジネス支援の観点や、近年のインバウンド・外国人労働者の増加を念頭に、日本に滞在する外国人の保護の観点を勘案する必要がある。そして、自国の法制度という、国家の最も基本的なインフラの情報発信であるから、多層にわたる幅広い直接・

間接の受益者を念頭に置いて、政府の翻訳プロジェクトとしての取組みを今後も継続・充実していくべきであり、その中で、効果的資源の投入と成果の最大化を目指すことが求められる。

### 第3 現状の取組みについての評価と課題

過去10年間に及ぶ本プロジェクトの到達点を、どのように見るべきか。

本プロジェクトを通じ、法務省の専用ホームページで提供される英訳法令数が700以上に積み上がったことや、1日あたり11万件を超えるページアクセスがあるという利用実績は、一定の評価ができる。法令翻訳の支援ツールとして、「法令用語日英標準対訳辞書」や「法令翻訳の手引き」が策定・公開されたことを通じ、法律文書の良質な翻訳に資するツールも整備されてきた。

ただし、ユーザーの立場から見た場合、本プロジェクトのサービスは、改善・拡充されるべき点が今なお多い。例えば、翻訳コンテンツとして、全法令の1割程度しか翻訳されず、重要法令も3割程度は未翻訳との指摘もある。また、翻訳整備状況につき省庁の自主性に委ねた結果、省庁ごとのバラツキが広がっている。法令が制定・改正されてから翻訳が提供されるまでに平均3年以上を要している。翻訳法令を公開する専用ホームページの利用機能も、検索対応等、不十分な面がある。

本プロジェクトにおいて、従前の取組みを漫然と継続するのではなく、この機会に、ユーザー目線により配慮した課題への対応と方針を明確にすべきである。

そのような問題意識から、本会議は、以下のとおり今後の基本的方向性等を示したい。

### 第4 今後目指していくべき基本的ビジョン

本プロジェクトの今後10年程度先までの取組みを視野に入れた場合、志向・共有されるべき基本的ビジョンは何か。

まずは、本プロジェクトの位置付けと方向性を明確にすることである。すなわち、本プロジェクトが政府の行う翻訳事業であること（その点で、政府の外国語での広報や相談サービスとは異なるもの）を基本に、これまでの業務を通じた蓄積や民間等の知見、技術の進展等を有効に活用して、さらに充実した魅力あるサービスを目指すべきである。

次に、本プロジェクトが当面取り組むべき課題と、その優先度を明確に決定することである。そのアプローチは、戦略的・計画的なものでなければならず、特に、そのプロ

セスにつき、ユーザーである民間等の声（要望・意見）を政府の取組に十分に反映することができる仕組みとすることが肝要である。それを踏まえ、省庁横断的に政府を挙げて取り組む必要がある。

その上で、本プロジェクトの拡充に向けて、まず必要なアプローチは、 現行の条文英訳提供サービスの抜本的改善（迅速化・重点化）と、 新たな法令関連情報の翻訳サービスの開始（条文英訳以外の情報の追加）を実現することである。さらに、情報発信にあたっては、機能性を重視した双方向型サービスを目指し、これまで取組みがなされてこなかった地方自治体や民間、NGO等の幅広い関係機関との協働や諸外国との連携を視野に入れ、国内外でのネットワーク作りを目指していくべきである。



## 第5 優先的に取り組むべきコンテンツの充実

本プロジェクトを通じ、国際的に発信すべき法令情報のコンテンツは、いかにあるべきか。

### 1. 翻訳提供までのスピードの大幅改善と、新たな翻訳推進体制の構築

第1に、本プロジェクトによる法令翻訳の提供にあたり、翻訳の質を確保しつつ、提供までのスピードを大幅に改善すべきである。特に、基本法に加え、金融・知的財産・労働法等のビジネス分野、外国企業の活動・外国人の生活に関わる分野の各法令については、優先度が特に高いものとして、法改正に対応しタイムリーな法令条文の翻

訳提供を実現すべきである。そのためには、この機会に改めて翻訳工程を抜本的に見直す必要がある。さらに、翻訳を要する重要法令の選定や進ちょく等をユーザー目線でチェックする体制を新たに設け、翻訳のニーズや優先順位の決定（その際には日本語サービスでの法令利用実績等の資料を活用すべき）翻訳プロセス等の改善を図っていくべきである。併せて、対日直接投資や知財戦略の推進等の観点も踏まえ、広く国内外のユーザーから、翻訳に関する要望や意見を取り入れる仕組みも充実させる必要がある（例えば、ホームページ機能の見直しや相談窓口の設置等）。

## 2．法令概要情報（新法・改正法を説明するコンパクトな情報）の翻訳提供サービスの開始

第2に、日本の法令情報を外国語で分かりやすく早期に提供する工夫として、（日本語では既に提供されている）新法や改正法の概要情報の翻訳提供サービスを早急に開始すべきである。例えば、各省庁が公にする法案説明資料等を活用し、コンパクトかつ概括的な翻訳情報を提供するニーズは、極めて高い。そのようなものであれば、法令施行までのタイミングで速やかに、翻訳情報を公開することも十分に可能と思われ、各省庁との役割分担を検討して連携を図った上で、早急な取組みが強く望まれる。

## 3．法分野基本情報（法体系の見取り図）の翻訳提供サービスの開始

第3に、本プロジェクトが翻訳を提供する法分野ごとに、全体の体系や法令相互の関係を概括的に説明する法分野基本情報の提供を開始していくべきである。担当省庁であれば容易に把握し得る法分野内の関係（いわば見取り図）が明確になれば、本サービスを利用する外国人ユーザーにとって目指すべき翻訳への到達が容易となり、コンテンツに関する利用サービスの利便性も格段に向上する。省庁が作成した既存資料等を可能な限り活用し、各省庁との連携を図った上で、視覚性のある情報提供を図るべきである。

## **第6 優先的に取り組むべき利用サービスの改善**

本プロジェクトが発信する翻訳情報の利用サービスは、いかにあるべきか。

### 1．翻訳提供ホームページにおける双方向型の機能追加

第1に、本プロジェクトが法令翻訳情報を提供する法務省運営の専用ホームページについて、双方向性を取り入れるなどユーザーフレンドリーな新機能を追加すべきである。例えば、専用ホームページにおいて、利用ガイダンス情報、質問対応機能、他サービス紹介情報等を、特に優先的に整備すべきである。

### 2．翻訳提供ホームページの情報発信機能の強化とPR推進

第2に、ユーザーを広げていく取組みとして、専用ホームページ上での情報発信方法を一層工夫すべきである。更新予定情報（予告）の追加や、ユーザーの関心に対応した関連情報・付随情報の提供等を、まずは実施すべきである。さらに、今後のシステム・リプレースを視野に、法令検索機能等の改善・最新化を含め、よりユーザーフレンドリーな仕様への見直しを進めるべきである。また、専門ホームページの未利用者の利用促進に向けて、各省庁・地方自治体、国内外の研究機関や在外公館等との連携のほか、幅広い各種媒体やシンポジウム等によるPRを進める必要がある。

### 3．翻訳提供ホームページを通じた参照・紹介機能等による情報連携の強化

第3に、いったん専用ホームページを訪問したユーザーの満足度（再訪意欲）を高める取組みを、民間の知見を参考にしつつ、推進すべきである。例えば、本サービスの内容では情報が不十分な場合や更に深い内容の情報が望まれる場合にも対応すべく、他の参照情報、連絡・相談先や関連サービスを紹介・案内する機能等を充実させるなどの情報連携の取組みを進めるべきである。

## **第7 継続的に更に検討していくべき課題等**

以上のような優先的に取り組むべき課題にとどまらず、今後、継続的な検討・対応が求められる課題を、どのように位置付けるべきか。

### 1．多言語での翻訳対応

本プロジェクトは英語による翻訳提供にとどまっており、スペイン語、フランス語や中国語等での情報提供を求める声がある。ただし、本プロジェクトの現状では、まずは、英語コンテンツの改善・拡充を優先させるべきであると考えられ、多言語対応は中期的課題と考えられる。ただし、例えば、日本の法制度の信用性といった国益に関わる情報や、日本に滞在する外国人向け生活情報といったものは、本プロジェクト（政府の法令翻訳事業）とは別の広報や情報発信として、関係省庁・機関により適切に取り組まれるべきことは当然である。

### 2．裁判例の翻訳提供

裁判例の翻訳提供については、現状の取組みが遅れており、特に、重要判例や最新判例の要旨部分の翻訳提供を求めるニーズが指摘された。紛争解決の予見可能性を高める観点からも重要な意義があると思われる。確かに、判決は具体的な事例が前提とされ、法令とは性格・構造が異なり、翻訳が容易ではないが、司法関連サービスとして裁判所

の取組みもある程度は進んできたこともあり、今後は、ニーズの高まりを踏まえ、裁判所による取組みとの連携（情報共有・連携）を含め、積極的に取り組んでいくことが期待される。

### 3．翻訳作業におけるA Iの活用

法令翻訳の工程におけるA Iの活用を期待する声が聞かれ、他分野での実用化も進んできたことから、今後、その具体的な導入可能性を検討していくべきである。本プロジェクトでは、未だその点の調査・検討がされていないが、今後、機械翻訳技術の進展等に合わせ、費用対効果も考慮した上で、翻訳効率化に資するツールとして、A Iの導入を検討していくべきである。まずは、機械翻訳等の技術水準や利用状況等の把握と実用可能性の検討が不可欠であり、各省庁に共通の基盤整備に向けて、法務省を中心に、例えば、機械翻訳の取組みを進める情報通信研究機構（N I C T）等の取組みや成果を踏まえ、機械翻訳の精度や手順の検討・実用化に向けたアプローチを早急に進めることが必要である。

### 4．法令翻訳人材の確保

翻訳作業の担い手となる翻訳専門人材が不足しており、その確保・養成を喫緊の課題として、対応すべきである。一部の研究者や学者のボランティア・ベースの協力を頼ることなく、法律と語学双方に通じた多数の有為な人材に本プロジェクトへの協力を得る方策を検討する必要がある。インセンティブを付与するため、法令翻訳に関わる人材の執務環境の改善（待遇・研修等）を急ぐほか、今後は、例えば、「法令翻訳士」といった新たな資格創設や、外国人留学生の活用も含め、実現可能な枠組み作りを早急に検討・設計すべきである。

### 5．日本の法令そのものの有り様

併せて、本会議では、本プロジェクトの直接の対象ではないものの、日本法令そのものの有り様について多くの議論がされた。現行の日本法令は、解釈に疑義が生じないよう厳格なルールに従って立案されている反面、多くの日本人にとっては必ずしも理解が容易なものとは言えないが、その見直しの機運は高くない。しかしながら、翻訳により国際発信をする前提として、日本語のコンテンツそのものの分かりやすさは不可欠である。そのため、今後は、日本法制度を正しく理解させ分かりやすく伝えるための国際的P R、国際発信を担う研究者・法曹人材の養成、国際交流の推進といった、翻訳事業にとどまらないインフラ整備の実現も、本プロジェクトの推進と並行して、強く期待したい。

## 第8 民間や海外機関等との共有・連携

これまで専ら国家プロジェクトとして進めてきた取組みを、更に拡充していく必要はないか。

### 1. 産学官連携と民間活力の活用推進

第1に、これまで進んでこなかった本プロジェクトの取組みに関する産学官連携の推進を図るとともに、地方自治体や民間等の新たな活力の活用を大胆に押し進めるべきである。日本法令に関して同種の試みを進める研究機関等との協働を進めることは効果的である。また、本プロジェクトを通じて政府で蓄積した翻訳情報を、民間等に広く開放し、それを活用してサービス展開する民間の創意工夫によるビジネス展開を促していくべきである。例えば、本プロジェクトで策定した翻訳辞書に法的解説を付した和英法律辞典や、翻訳の知見を活かした法令英語入門書の出版など、商業ベースでのサービス充実が期待される。

### 2. 日本法令に関する翻訳情報の集約・共有

第2に、これまでは産学官それぞれで、ビジネス、研究目的あるいは広報活動として、様々な翻訳情報や外国語による情報を各自が発信してきた現状を改め、情報を共有・集約していくべきである。将来的には、本プロジェクトが日本法令に関する翻訳情報（例えば、英語での日本法関連情報）のプラットフォームとなる可能性を視野に入れる必要がある。そのために、情報が分散している状況の解消に向け、本プロジェクトのサービスに関しても、他サービスとの関係で、ユーザー目線での情報の相互連携・リンク等による情報の集約・共有を進めるべきである。

### 3. 海外の関係機関・ネットワークへの積極的関与

第3に、外国で、本プロジェクトと同様、自国法令の翻訳事業や国際発信を進める機関等との情報共有や連携を進めていくべきである。法令情報に関しては国際的なネットワーク作りが進みつつあり、わが国政府もそれに無関心であってはならない。法令翻訳技術・発信方法・人材養成など様々な観点で、わが国が諸外国の取組みに学び、改善すべき点が少なくない。法務省を中心として諸外国の状況を早急に調査・把握するとともに、それをわが国の取組みに還元するアプローチを急ぎ検討すべきである。

## 第9 今後におけるビジョンの実現とフォローアップ

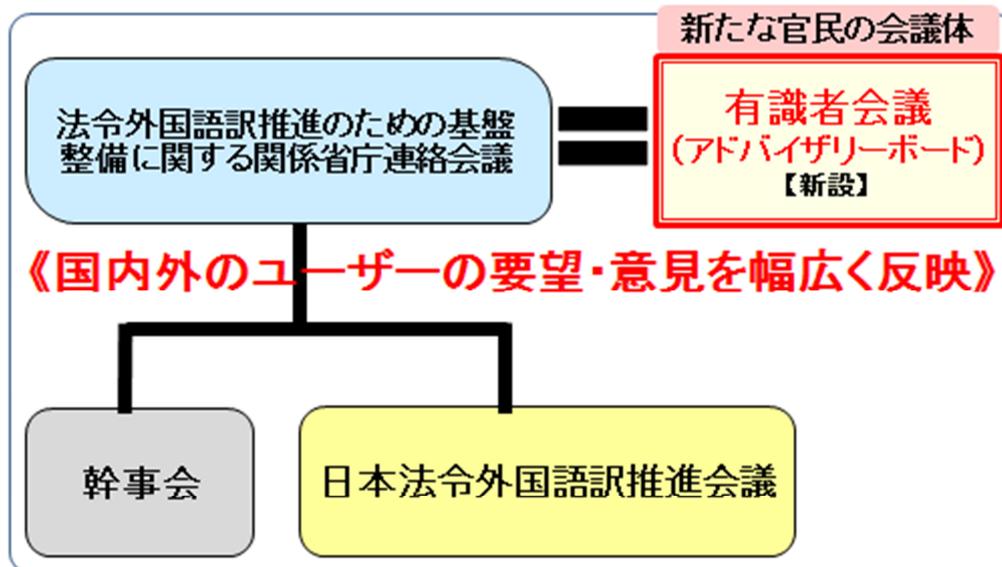
本提言の示したビジョンを、今後、いかに進め、実現していくべきか。

本会議は、国家の法令翻訳プロジェクトである本プロジェクトの今後のあり方を集中的に議論し、上記のような方向性を示した。その実現を強く期待する。

今後、本提言が示したビジョンを踏まえ、法務省を中心とする政府全体で、速やかに、日本法令の国際発信に向けた具体的戦略を策定することが必要である。そのため、政府の関係省庁連絡会議等において、具体的な実現工程と実施計画が迅速に定められなければならない。そのために必要な体制整備や財政措置も欠かせない。

今後の推進にあたってユーザー目線を重視する観点からは、既存の枠組みに加え、プロジェクト全体のあり方をチェックする有識者会議（アドバイザリー・ボード）を含む官民の会議体を新たに立ち上げ、司令塔として機能させるべきである。

### 新たな法令外国語訳推進体制のイメージ



また、本プロジェクトを推進する戦略は、具体的かつスピード感ある内容が必要である。その戦略は、ここまでの提言を踏まえ、以下のように年限を明確にし、具体的かつ実効的な内容を含むものでなければならない。

司令塔となる官民の会議体（有識者を含むもの）を、今後1年以内に立ち上げ、新たな戦略方針を速やかに策定する。

ユーザーの意見を十分に反映した翻訳整備計画の新たな策定プロセスと、進ちょく状況のチェック体制を、今後1年以内に検討・決定し、速やかに実施する。

重要法令の翻訳不整備や、最新法文へのアップデートを、今後3年以内に、省庁横断的に計画的に着実に実行し、その後も、進ちょくをフォローする。

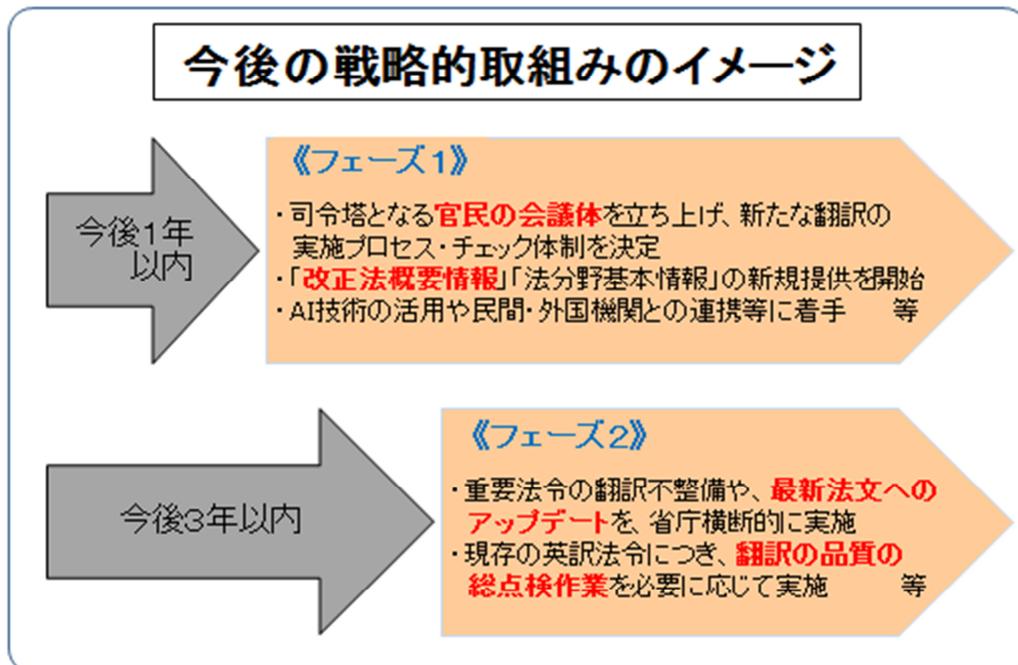
現存の英訳法令について、今後3年以内に、省庁横断的に、翻訳の統一性、品質の総点検作業を必要に応じて実施し、完了する。

条文翻訳に付加して新たに開始する翻訳提供サービスの内容を、速やかに決定する。特に、概要情報（新法・改正法のコンパクトな情報）と法分野基本情報（法体系の見取り図）の翻訳提供等は、今後1年以内に開始する。

ユーザーフレンドリーな利用ホームページの見直しに、今後1年以内に着手して進める。今後のシステム更新時期を視野に入れ、見直しに向けた具体的検討を直ちに開始する。

国際発信を充実させる産学官連携や外国機関との連携のあり方、機械翻訳・AI技術の活用等に向けて、今後1年以内に調査・協議に着手する。

以上の7点の内容も含め、今後の推進には、官民の会議体による、ユーザー目線の可視性ある戦略の策定が急がれる。



さらに、今後の継続的推進にあたっては、PDCAサイクルによる検証・見直しのプロセスが不可欠である。毎年の翻訳プロジェクト推進計画を策定・公表することなどを通じ、ユーザーの観点や国際的評価を常に意識して本プロジェクトを力強く推進していく必要がある。

## 第10 終わりに

本会議では、ユーザー目線から、今後の法令外国語訳整備プロジェクトのあり方や日本法令の国際発信の推進方策を議論し、その方向性を探求してきた。

本提言が示す新しい姿の実現は、直ちには容易ではないとしても、わが国の姿として、今後、必ず実現されるべきものであると確信している。本会議で打ち出したビジョンに基づき、今後の関係者の不断の努力により、日本法令の国際発信が、早期により望ましい姿で実現・発展を遂げ、それを通じ、日本の法制度が、国際的に正しく理解・評価されていき、国内外のユーザーにとって真に利用しやすく、また、世界に通用する誇るべきものとして確立していくことを、強く期待する。

## 日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議の開催について

〔平成30年12月18日  
法令外国語訳推進のための基盤整備  
に関する関係省庁連絡会議議長決定〕

- 1 日本法令の外国語訳整備事業に本格着手して10年の節目を迎えるに当たり、今後、我が国の法令外国語訳整備を更に推進するとともに、日本の法制度を広く国際発信することを通じて日本の法制度の国際的な信頼性・透明性を一層高める観点から、必要となる課題や取組について幅広く意見を求めるため、日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議（以下「将来ビジョン会議」という。）を開催する。
- 2 将来ビジョン会議の構成員は、次のとおりとする。

（座長）	柏木昇	東京大学名誉教授
	フィリップ・アヴリル	BNPパリバ証券株式会社代表取締役会長
	佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社常任顧問
	藤 沢 久 美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
	ダニエル・フット	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	宮 家 邦 彦	立命館大学客員教授
	宮 崎 緑	千葉商科大学国際教養学部長
- 3 将来ビジョン会議の庶務は、法務省大臣官房司法法制部において処理する。
- 4 将来ビジョン会議の開催は、平成31年3月29日（金）までとし、検討結果を法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議に報告する。

# 日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会義<開催状況>

## 第1回

平成31年 1月16日(水)

<議題>

- ・法令外国語訳整備プロジェクトの現状と課題について  
(ヒアリング:一橋大学 阿部博友 教授)
- ・IT・AI等を活用した更なる充実・展開の方向性について  
(ヒアリング:グーグル合同会社(Google))
- ・日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて

## 第2回

平成31年 2月 5日(火)

<議題>

- ・日本法の信頼性向上に向けたアプローチについて  
(ヒアリング:日本大学 杉本純子 准教授)
- ・日本法制度の魅力ある国際発信の在り方について  
(ヒアリング:株式会社KADOKAWA)
- ・日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて

## 第3回

平成31年 3月13日(水)

<議題>

- ・法令情報の国際発信に向けた国際的動向について  
(ヒアリング:名古屋大学 松浦好治 特任教授)
- ・日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて
- ・日本法令の国際発信に関する取りまとめに向けた検討